

遺言書の様式の注意事項（内容は専門家にご相談ください）

↑余白5ミリメートル以上

遺言書

1 私の所有する別紙1の不動産を、長男法務一郎(昭和43年4月1日生)に相続させる。

2 私の所有する別紙2の不動産を、長女法務花子(昭和45年8月25日生)に相続させる。

3 私は、私の所有する別紙3の預貯金を、次の者に遺贈する。

位 所 金沢市増泉2丁目2番2号
氏 名 佐藤和男
生年月日 昭和40年5月1日

4 その他一切の財産は、長男法務一郎(昭和43年4月1日生)に相続させる。

5 私は、この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

位 所 金沢市片町3丁目3番3号
職 業 弁護士
氏 名 山田正夫
生年月日 昭和43年3月3日

上記（財産の分配等）のほか、遺言者の気持ちや、伝えたいこと（付言事項）を記載いただいてもかまいません。

令和2年7月10日
位 所 金沢市新神田1丁目1番1号

法 務 太 郎 (印)

1 / 4

↑余白10ミリメートル以上

余白20ミリメートル以上

余白5ミリメートル以上

財産の特定のためには、遺言書に財産目録（2/4～4/4参照）を添付いただいた方が確実です。

推定相続人（※）には「相続させる」又は「遺贈する」と記載します。
（※）現状のままで相続が開始した場合、相続人となる者をいいます。

推定相続人以外の者には「相続させる」ではなく「遺贈する」と記載します。
（※）遺贈を受ける者を「受遺者」といいます。

遺言執行者（※）を指定した場合に記載します。
（※）遺言の内容を実現するために必要な手続をする者のことです。資格等は必要なく、未成年、破産者でなければ誰でも就任することができます。

遺言書を作成した年月日を具体的に記載する必要があります。
「令和〇年〇月吉日」などの記載は不可です。

署名+押印が必要です。遺言者の氏名は、住民票や戸籍の記載どおりに記載してください（ペンネーム等での公的書類から確認できない記載では、お預かりすることができません。）。

押印は認印でも差し支えありませんが、スタンプ印は避けてください。

用紙はA4サイズで、文字の判読を妨げるような地紋、彩色等のないものを使ってください。財産目録以外は**全て自書**する必要があります。
長期間保管しますので、ボールペン等の容易に消えない筆記具を使ってください。余白部分及び裏面には何も記載しないでください。契印も不要です。
ページ数を記載してください。

財産目録の作成方法（不動産の場合 1）

別紙 1

2020/04/01 08:40 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)	調製 (元号)	不動産番号	△△△△△△△△△△△△△△
地目番号 (法定)	地目番号 (法定)		
所在地 (法定)	地目 (法定)		
① 地番	② 地目	③ 地積 (㎡)	④ 用途区分等の目付 (登記の目付)
1番2	宅地	300.00	1番から9番 (平成20年10月14日)
所在地 (法定)	1番1番1号 地 事 記 号		

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の日時	受付年月日・受付番号	権利者の他の事項
1	所有権保存	平成20年10月15日 第△△△△号	所有権 △△△△△△△△△△△△ 地 事 記 号
2	所有権移転	平成20年10月27日 第△△△△号	原因 平成20年10月26日書面 所有権 △△△△△△△△△△△△ 地 事 記 号

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の日時	受付年月日・受付番号	権利者の他の事項
1	抵当権設定	平成20年11月12日 第△△△△号	原因 平成20年11月4日金融消費貸付同 約定 借付金 金4,000万円 利率 年2.6% (年365日複利計算) 換算率 年1.5% (年365日複利計算) 返済期 △△△△△△△△△△△△ 地 事 記 号 抵当権者 △△△△△△△△△△△△ 地 事 記 号 債 権 者 △△△△△△△△△△△△ 株 式 会 社 △△△△△△

* 下線のあるものは経済事項であることを示す。

法 務 太 郎 (印)

2 / 4

不動産の場合には、所在、地番、家屋番号等により特定できれば、登記事項証明書の一部やコピーを財産目録として添付してかまいません。

【注意】
平成31年1月12日以前に作成した遺言書の場合、財産目録も自書である必要があります。

財産目録は、自書する必要はありませんが、記載のある全てのページに署名+押印が必要です。

遺言書本文、財産目録には、各ページに通し番号で、ページ数を記載してください。

財産目録の作成方法（不動産の場合2）

別紙2

↑余白5ミリメートル以上

1 所在 金沢市新神田一丁目
地番 2番
地目 宅地
地積 ○○平方メートル

2 所在 金沢市(新神田)一丁目2番○号
家屋番号 2番
種類 居宅
構造 木造かわらぶき平屋建
床面積 ○○平方メートル

↑余白20ミリメートル以上

↑余白5ミリメートル以上

上記2中、二字削除三字追加
法務太郎

法務太郎 印

3 / 4

↓余白10ミリメートル以上

不動産の場合には、所在、地番、家屋番号等により特定してください。

【注意】

平成31年1月12日以前に作成した遺言書の場合、財産目録も自書である必要があります。

内容を訂正する場合には、その場所が分かるようにして、訂正した旨を付記して署名し、訂正した場所に押印する必要があります。

煩雑になる場合や心配な場合には、書き直すことをおすすめします。

財産目録は、自書する必要はありませんが、記載のある全てのページに署名+押印が必要です。

遺言書本文、財産目録には、各ページに通し番号で、ページ数を記載してください。

財産目録の作成方法（預貯金の場合）

↑余白5ミリメートル以上

別紙3

余白20ミリメートル以上

余白5ミリメートル以上

■■銀行

ホーム タロウ サマ

店番号 ○○○○口座番号

株式会社■■銀行(銀行コード)

お取引店 ○○○○支店 お客様コード △△△△△△

電話 000-000-000

法務太郎 印

4 / 4

↑余白10ミリメートル以上

通帳のコピーを財産目録として添付するときは、銀行名、支店名、口座名義、口座番号等が分かるページをコピーしてください。

【注意】

平成31年1月12日以前に作成した遺言書の場合、財産目録も自書である必要があります。

財産目録は、自書する必要はありませんが、記載のある全てのページに署名+押印が必要です。

遺言書本文、財産目録には、各ページに通し番号で、ページ数を記載してください。